

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月29日

【会社名】 三井金属株式会社

【英訳名】 Mitsui Kinzoku Company, Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 池信 省爾

【本店の所在の場所】 東京都品川区大崎一丁目11番1号

【電話番号】 03-5437-8031

【事務連絡者氏名】 経理部会計担当部長 黒田 啓市

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大崎一丁目11番1号

【電話番号】 03-5437-8031

【事務連絡者氏名】 経理部会計担当部長 黒田 啓市

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社は、2026年6月26日の第101期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2026年6月26日

(2) 決議事項の内容

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

イ 配当財産の種類

金銭

ロ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金145円 総額8,295,784,080円

ハ 効力発生日

2026年6月29日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役として、納武士、池信省爾、岡部正人、吉本誠一郎、戸井田和彦及び武川恵子の6名を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、志岐和也、石田徹、井上宏及び川西幸子の4名を選任する。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件

代表取締役社長の基礎報酬の一部を勤務継続要件型譲渡制限付株式報酬へ移行し、株式報酬の割合を引き上げ、また、当社株価の上昇に伴う当社株式価値の増加を考慮して、役員報酬制度を改定する。

また、本制度に基づき支給する金銭報酬債権又は当社の普通株式の総額及び本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、「勤務継続要件型譲渡制限付株式報酬」として年額70百万円以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内）及び年20,000株以内（うち社外取締役分は年2,900株以内）、「ESG指標要件型譲渡制限付株式報酬」として年額50百万円以内及び年14,300株以内、合わせて年額120百万円以内及び年34,300株以内とする。

<株主提案（第5号議案及び第7号議案）>

第5号議案 株式の配当の件

第6号議案 定款の一部変更の件（役員報酬の個別開示）

第7号議案 定款の一部変更の件（社名変更）

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成率(%)	決議の結果
第1号議案	388,680	3,676	11,074	95.92	可決
第2号議案					
納 武士	394,223	7,069	11,074	95.19	可決
池信 省爾	395,712	5,579	11,074	95.55	可決
岡部 正人	396,247	5,045	11,074	95.67	可決
吉本 誠一郎	396,803	4,492	11,074	95.81	可決
戸井田 和彦	397,372	3,924	11,074	95.94	可決
武川 恵子	397,482	3,814	11,074	95.97	可決
第3号議案					
志岐 和也	383,184	18,107	11,074	92.52	可決
石田 徹	393,915	7,381	11,074	95.11	可決
井上 宏	397,543	3,753	11,074	95.99	可決
川西 幸子	397,603	3,693	11,074	96.00	可決
第4号議案	354,532	46,534	11,301	85.60	可決

<株主提案（第5号議案及び第7号議案まで）>

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成率(%)	決議の結果
第5号議案	7,202	384,775	11,433	1.77	否決
第6号議案	178,528	222,451	11,371	43.10	否決
第7号議案	12,567	388,420	11,371	3.03	否決

注1. 各議案の可決要件は次のとおりであります。

- ・第1号議案、第4号議案及び第5号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。
- ・第2号議案及び第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
- ・第6号議案及び第7号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

注2. 本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

注3. 賛成率の算出にあたっては、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていないものの議決権の数を分母に含めております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、会社提案の各議案については可決要件を満たすことが、また、株主提案の各議案については可決要件を満たさないことが、それぞれ確定し、会社法上適法に決議が成立したためであります。